

2各介第358号
令和3年3月23日

各務原市介護保険サービス事業者協議会
会長 稲垣 光晴 様

各務原指定地域密着型通所介護サービス及び各務原市内における岐阜県指定通所介護サービス事業者の新規指定の規制について（通知）

各務原市長 浅野 健司



平素より各務原市介護保険行政にご協力頂き厚く御礼申し上げます。この度各務原指定地域密着型通所介護サービス（以下「地域密着型通所介護」という。）及び各務原市内における岐阜県指定通所介護サービス（以下「通所介護」という。）事業者の新規指定について、以下の通り取り扱うこととしますので通知致します。

1. 総量規制の概要

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模型居宅介護の見込量を確保するため、地域密着型通所介護及び通所介護の新規指定を規制する。（平成30年4月1日改正 介護保険法第70条第10項、法第78条の2第6項第5号、及び介護保険法施行規則第126条の8から11）

2. 現在の状況

第7期介護保険事業計画期間（平成30～令和2年度）地域密着型通所介護及び通所介護の総定員数の上限を1,100人と定めており、令和3年3月22日現在の総定員数は1,115人のため、現在は新規指定を行っていない。

現在の地域密着型通所介護及び通所介護の総定員数 1,115人（R3.3.22時点）

総定員数の基準（上限値） 1,100人（超過15人※）

※既存の通所介護事業所による定員変更（増加）により1,100人を超えたため現在は新規指定を規制している。

3 第8期介護保険事業計画期間（令和3～5年度）における総量規制について

総定員数の上限はこれまで通り介護保険事業計画におけるサービス見込み量

A. 休止中は総定員数に含まないこととし、再開する場合は規制の対象外とする。再開時の事前協議は不要である。

Q. 総定員数の上限を超えている場合、順番待ちはできるか。

A. 事前協議書を提出することで、結果通知日から180日間は順番待ちをすることができる。その後空きが出ない場合は、改めて事前協議書を提出することでその効力を延長できる。

担当部署	各務原市健康福祉部介護保険課
担当者	施設指導係 係長:大丸 担当:大海
電話番号	058-383-2067 (直通)

別紙 手続きの流れ

